

# 井林

たつ の り

- 瓦版第三十七号 -

自由民主  
LIBERAL & DEMOCRATIC

発行所: 自由民主党本部  
東京都千代田区永田町1-11-23  
電話: 東京03(3581)6211(代)

自由民主党  
静岡県第二選挙区支部  
〒426-0037  
藤枝市青木3-13-8  
TEL 054-639-5801  
FAX 054-639-5802  
Mail office@t-ibayashi.com  
井林たつ の り国会事務所  
〒100-8981  
東京都千代田区永田町2-2-1  
衆議院第一議員会館919号室  
TEL 03-3508-7127  
FAX 03-3508-3427

# 所有者不明土地

やれることをやる！そして本質へ！



井林たつ の り 検索



《部内討議資料》



## 衆議院議員 井林たつ の り

生年月日 昭和51年7月18日(41歳)

住 所 藤枝市本町

本 籍 榛原郡川根本町(お茶農家)

【経歴】 京都大学工学部卒業、同大学院環境工学修了  
平成14年より国土交通省勤務、平成22年6月退官  
平成24年12月初当選(三期目)

平成28年8月環境大臣政務官・内閣府大臣政務官

京都大学工学部非常勤講師

【家族】 妻・長女・次女

【趣味】 野球、水泳 【好物】 焼魚、白米、お茶

## 外から見た静岡

井林たつ の り



## 外から見た静岡 出版!!!

皆さんの静岡県のイメージって?でも、静岡県外の方から見た静岡県のイメージって?想像できるでしょうか?

人口減少、労働力不足、地震・津波。そんな負のイメージを払しょくする、よりよい静岡県を作りましょう! 県外の政治家へのインタビューを中心とした「外から見た静岡」を出版しました(ワニブックスPLUS税込950円)。是非、お読み下さい。

### “井林たつ の り”のスマイルメッセージ

第1・第3・第5<水曜日>8:10~放送

FM島田(76.5MHz)

ネットでも聞けます(<http://www.jcbasimul.com/>)

## 自民党 入党のお願い

政治の現場では、より多くの党員の皆様にお支え頂いていることは、「井林たつ の り」の発言力に直結致します。多くの方々に自民党入党をお願いします。党費は年間4,000円、家族党员2,000円です。ご入党いただいた方は、総裁選への投票権があります。ぜひ、ご支援の程お願い申し上げます。下記FAX頂くか、電話(054-639-5801)又はメール([office@t-ibayashi.com](mailto:office@t-ibayashi.com))でお伝えください。

(志太・榛原以外のかたでも、静岡県第二選挙区支部党员に登録可能です)

**FAX 054-639-5802**

お名前 \_\_\_\_\_

※入党は個人名のみとなります。

住所 〒 \_\_\_\_\_

TEL/FAX \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_



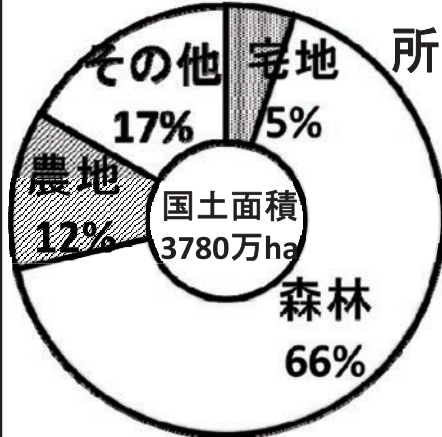
河野外務大臣と  
日本の外交を守り抜きます

# 所有者不明土地

～やれることをやる！そして本質へ！～

## 所有者不明土地の問題点と現状

日本の国土面積は3780万haと広くはありません。しかし、その広くはない、貴重な土地を使いたいと思っても、誰のものか分からない。また、土地の境界を確定する作業(地籍調査)を行って、登記簿の方に連絡しても返事がない。所有者が分からないから、草刈も出来ない等、土地利用だけでなく地域の暮らしの障害にもなっているというお話をお聞きします。



### 所有者不明土地割合

|    |       |
|----|-------|
| 宅地 | 17.4% |
| 農地 | 16.9% |
| 森林 | 25.6% |
| 平均 | 20.1% |

地籍調査の際に、登記簿と実際の所有者が異なる割合が約20%程度あります。非常に大きな問題です。しかし、根本解決を考えると必ず憲法29条(所有権の保護)の壁にぶつかりますし、登記が無くても所有権が主張できるという最高裁判例もあります。このため、根本解決を図ると、憲法問題に行きつき隘路にはまってしまう、なかなか問題解決が難しくなってしまうというのがこれまででした。

## まずはやれることをやる！その勢いで、本質的問題を解決へ！

所有者不明土地問題のこれまでの経緯を踏まえて「まず、やれることをやる！その後、その勢いで、本質的問題を解決していく」という基本方針で、取り組みを行います。この為、公共事業土地収用の円滑化と、利用権という発想を導入。今年の通常国会で法律を3本提出するとともに、タイミングを合わせてガイドラインや通達の変更を行う事を進めています。

### 【当面行う所有者不明土地問題への対応】

- ①民間活用では、宅地・農地・森林それぞれで利用権を設定
- ②共有私道の整理や長期未登記土地の調査制度新設
- ③公共事業収用の円滑化

さらに、この勢いで「土地データの整備」「所有権の在り方」「所有権放棄の仕組み」「持ち主の無い土地の受け皿整備」等を議論し本質的問題の解決に向かって参ります。これから、亡くなる方が増えてくることが予想され、大相続時代が到来するといわれています。私は現在、この問題解決に向けた原動力にもなっている「自民党所有者不明土地問題特命委員会 事務局長」を拝命しています。「権利の保護と、土地利用の円滑化、地域課題の解決」に向けて、スピード感をもって取り組みを進めてまいります！

委員会の様子



マスコミの注目も高く、出席者も多数！



複雑な会議を円滑に進めるのも仕事です。充実した議論の為に力を尽くします！